

(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設の設置に係る生活環境影響調査書に寄せられた
意見と見解について

縦覧期間 平成27年11月25日(水)～平成27年12月24日(木)
 縦覧場所 ① 埼玉西部環境保全組合 高倉クリーンセンター事務局
 ② 鳩山町役場 北部地域活性化推進室
 縦覧者数 2名
 意見書提出期間 平成27年11月25日(水)～平成28年1月7日(木)
 意見書 1通

| No | 分類 | 意見の概要 | 見解 |
|----|-----|--|---|
| 1 | その他 | <p>ごみ焼却施設の設置に伴い、関係車両の交通量が増えることが考えられるので、学校に通う子どもたちの通学路の安全を確保してほしい。</p> <p>小用地区から今宿小学校へは歩道橋があるが、一部今宿交差点を渡る生徒もいる。また、今宿交差点から鳩山中学校までの県道は、歩道が両側になく、狭い歩道を通学している。通学上の安全のためにも、県道の両側に広い歩道を整備してもらいたい。</p> | <p>通学路の交通安全対策については、関係機関と協議の上検討を進め、必要に応じて道路管理者(県)への整備要望を町と共同で行ってまいります。また、関係車両の走行に関しましては、下記のとおり適切な対策を講じ、安全の確保に努めていきます。</p> <p>① ごみ収集車等 収集運搬事業者決定後、事業者及び運転者等に対し、研修等を実施することにより交通ルールの遵守に努めます。</p> <p>また、通学時間帯における主要通学路の走行をできるだけ避けることなどを励行してまいります。</p> <p>② 施設建設に係る工事車両 交通誘導員の配置、案内板の設置及び工事車両業者に対する交通ルールの遵守に努めます。</p> |